

山口県卸売市場整備計画（概要）

1 策定趣旨

「卸売市場法」に基づき、国が平成28年1月及び4月に公表した「卸売市場整備基本方針」及び「中央卸売市場整備計画」に即して、第10次の山口県卸売市場整備計画を策定。

2 計画期間

平成28年度～平成32年度

3 計画の概要

(1) 基本的な考え方

- ① 卸売市場における経営戦略の確立や卸売業者等の経営体質の強化を卸売市場の整備・運営に係る基本事項の中心に位置付け
- ② 国の卸売市場整備基本方針の内容に加え、卸売市場取扱量の増加に向けた県産農林水産物の需要拡大等の取組を追加

(2) 卸売市場の適正な配置の目標（卸売市場配置計画）

- ① これまでに卸売市場の統廃合が進行してきており、各市場の意向も踏まえ、計画期間中の市場数に大きな変動はない見通し。
- ② 運営を継続する卸売市場は、市場機能が維持できるよう戦略的で創意工夫ある取組を推進。
- ③ このため、市場開設者は市場関係者ととともに今後の市場のあり方等について検討し、その実現に向けた行動計画等の策定に努める。

ア 青果物市場

(ア) 県下4流通圏に、中央卸売市場及び中核的地方卸売市場（岩国市地方卸売市場・周南市地方卸売市場・下関市地方卸売市場新下関市場）並びに他の12市場が存置。

《卸売市場数》

流通圏	年 度	中央	地方	その他	計
東 部	平成28年度(現在)	—	2	2	4
	平成32年度(目標)	—	2	2	4
周 南	平成28年度(現在)	—	2	—	2
	平成32年度(目標)	—	2	—	2
中 央	平成28年度(現在)	1	6	1	8
	平成32年度(目標)	1	6	1	8
下 関	平成28年度(現在)	—	2	—	2
	平成32年度(目標)	—	2	—	2
計	平成28年度(現在)	1	12	3	16
	平成32年度(目標)	1	12	3	16

※ 県下1JA構想の推進に伴い、JA開設の卸売市場は今後のあり方について検討。

イ 水産物市場

- (ア) 県下5流通圏に、中核的地方卸売市場（岩国市地方卸売市場・宇部市地方卸売市場・下関漁港地方卸売市場・山口県漁協仙崎地方卸売市場・山口県漁協萩地方卸売市場）及び他の19市場が存置。〔下関流通圏：県漁協室津共販所はH28.6月廃止、内海中西部流通圏：県漁協小野田共販所はH28.12月廃止〕
- (イ) 内海東部及び内海中西部流通圏における小規模市場は、実情に応じて卸売市場の統廃合等に向けた検討を実施。

《卸売市場数》

流通圏	年 度	中央	地方	その他	計
内 海 東 部	平成28年度(現在)	—	1	4	5
	平成32年度(目標)	—	1	4	5
内 海 中西部	平成28年度(現在)	—	7	4	11
	平成32年度(目標)	—	7	3	10
下 関	平成28年度(現在)	—	4	1	5
	平成32年度(目標)	—	4	0	4
長 門	平成28年度(現在)	—	2	—	2
	平成32年度(目標)	—	2	—	2
阿武萩	平成28年度(現在)	—	3	—	3
	平成32年度(目標)	—	3	—	3
計	平成28年度(現在)	—	17	9	26
	平成32年度(目標)	—	17	7	24

ウ 花き市場

- (ア) 県下3流通圏にそれぞれ1市場が存置。

《卸売市場数》

流通圏	年 度	中央	地方	その他	計
東 部	平成28年度(現在)	—	1	—	1
	平成32年度(目標)	—	1	—	1
中 部	平成28年度(現在)	—	1	—	1
	平成32年度(目標)	—	1	—	1
西 部	平成28年度(現在)	—	1	—	1
	平成32年度(目標)	—	1	—	1
計	平成28年度(現在)	—	3	—	3
	平成32年度(目標)	—	3	—	3

(3) 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標

- ① 立地に関する事項
円滑かつ安定的な業務運営確保の見通しを踏まえて立地
- ② 施設の種類に関する事項
取引方法の変化や情報化の進展等に対応して必要となる施設の整備

- ③ 施設の規模に関する事項
算定基準に基づく施設規模の確保
- ④ 施設の配置、運営及び構造に関する事項
市場施設の整備・配置については、卸売市場ごとの経営戦略等に即して計画的に実施

(4) 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する事項

- ① 取引の合理化に関する事項
効率的な取引の確保や卸売業者等の負担軽減により、市場取引を生産者や実需者のニーズに的確に対応
- ② 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項
商品管理の適正化、食品衛生の確保、市場労働の省力化等
- ③ 物品の品質管理の高度化に関する事項
生鮮食料品等の鮮度保持のための温度管理、市場内の施設や用具の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化等

(5) 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

- ① 卸売業者及び仲卸業者に共通する事項
新たなビジネス機会の創出に資する場合は、地域内の安定供給等に支障がないことを前提として、卸売市場の機能を活かした輸出の実施や生産者が行う6次産業化の取組へ参画
- ② 卸売業者
業務の適正かつ健全な運営の確保の観点から、開設者、県等による適切な指導
- ③ 仲卸業者
業務の適正かつ健全な運営の確保の観点から、開設者による適切な指導

(6) その他

- ① 市場取扱量の増加に向けて、市場関係者等が一体となって推進する地産・地消の取組を通じた県産農林水産物の需要拡大
- ② 取扱物品の付加価値を高め、市場取扱量の増加に資するため、市場で取扱う県産農林水産物の特長や魅力等について情報発信
- ③ 子どもたちが卸売市場に接する機会の確保や食育の場としての活用により食品流通への関心を高め、県産農林水産物の利用を拡大。また、将来の就業が意識されるよう卸売市場の積極的なPR

- ④ 卸売市場は、生鮮食料品等の卸売だけでなく、食の安心などの社会的な役割を果たしていることについて積極的なPR等に努め、卸売市場の持つ多様な役割に対する県民の理解を促進